

## **令和8年度京都市土木みどり事務所内自動販売機設置事業者募集要項**

京都市では、各土木みどり事務所内に自動販売機を設置していただく自動販売機設置事業者（以下「営業事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、応募される方は、必ず詳細を仕様書で確認し、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

### **1 設置目的**

市有財産の更なる有効活用を図るとともに、道路等の維持管理業務に従事する職員の水分補給の観点から、各土木みどり事務所内に自動販売機を設置します。

### **2 設置場所等**

北部土木みどり事務所、左京土木みどり事務所（2箇所2台）

具体的な設置場所は、仕様書で確認してください。

### **3 取扱商品及び販売価格**

#### **(1) 取扱商品**

缶、びん、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはいけません。

#### **(2) 販売価格**

標準販売価格（定価）を上回らない範囲で、事業者において任意に設定してください。

### **4 設置機種等（詳細は仕様書を確認してください。）**

- (1) インドア型（缶、ビン、ペットボトル式）又はアウトドア型（缶、ビン、ペットボトル式）の飲料用自動販売機としてください。
- (2) ユニバーサルデザインのものとしてください。
- (3) 環境に配慮したものとしてください。
- (4) 電気子メーターを設置してください。

### **5 維持管理等**

営業事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、電気子メーターの設置、メニュー・エンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機内部・外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

### **6 応募資格要件**

仕様書を確認してください。

## 7 設置期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの12箇月間とします。

なお、令和9年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件（使用料を除く。仕様書4-(2)-ウ参照）を変更しないことを前提として、最長2年（令和11年3月31日まで）を限度に、引き続き使用許可を更新することができます。

## 8 申込受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月16日（月）まで（郵送の場合は必着）

## 9 質問及び回答

### （1）質問（持参のみ）

受付期間：令和8年2月2日（月）から令和8年2月9日（月）まで

【午前9時から正午まで、午後1時から5時まで ※受付は平日のみ】

なお、本事業の実施に関係がないと本市が判断した質問に対してはお答えしませんので、あらかじめ御了承ください。

### （2）回答

質問収受日の翌日から起算して3営業日以内に、京都市情報館内の土木管理課ホームページ（<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-2-1-0-0.html>）に掲載して回答します。

## 10 営業事業者の決定

### （1）決定方法

応募価格（提案使用料）が、本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を営業事業者に決定します。

### （2）決定予定日

令和8年3月2日（月）頃の予定

### （3）決定後の通知及び公表

各応募者へ決定された営業事業者名及び決定金額を通知します。

また、京都市情報館内の土木管理課ホームページにおいて、営業事業者の決定状況を掲載します。

### 【問合せ先】

建設局土木管理部土木管理課（担当：岡田、水田）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：（075）222-3568

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-2-1-0-0.html>